

人事委員会年報

令和2年度

福島県人事委員会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	8
1 個人情報の開示状況	8
2 公文書の開示状況	8
3 条例案に対する意見の提出	9
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	9
第 3 任用関係業務	10
1 職員採用候補者試験の状況	10
第1表 採用候補者試験の実施日程	10
第2表 採用候補者試験の実施結果	11
第3表 採用候補者試験の受験資格	12
2 採用選考の状況	13
3 昇任選考の状況	13
第4表 令和2年度における採用選考・昇任選考の状況	14
4 募集広報活動等の状況	16
5 任用関係規則等の制定・改廃状況	17
第 4 給与関係業務	18
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	18
2 給与関係規則の制定・改廃状況	32
第 5 勤務条件関係業務	33
1 勤務条件の実態	33
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	43
第 6 労働基準監督関係業務	44
1 労働基準法による事業区分の決定	44
2 職権行使の実績	46
第 7 公平委員会受託業務	48

第 8	公平審査関係業務	49
1	勤務条件に関する措置の要求	49
2	不利益処分に関する審査請求	50
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	50
第 9	人事行政相談業務	51
1	人事行政相談業務の概要	51
2	人事行政相談の状況	51
第10	職員団体関係業務	52
1	職員団体の登録の状況	52
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	55
第11	そ の 他	58
1	事務局の組織及び分掌事務	58
2	事務局職員名簿	59
3	諸会議の開催状況	59

第 1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年7月20日 委員就任 [委員長就任] 令和元年8月20日～現在	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年7月23日 委員就任	(現)福島大学名誉教授 (現)放送大学福島学習センター所長
委員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年7月16日 委員就任	(現)弁護士

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は22回(定例会19回、臨時会3回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議 案 件 数						協 議	報 告	そ の 他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公 平 審 査	条例案に 対する 意見	その他	小 計				
13	34	4	4	9	64	10	23	25	122

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
2.4.15	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2020年度において実施しない区分試験について</p> <p>第 2 号 2020年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 3 号 2020年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談の実績等について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別休暇の取扱いについて</p> <p>3 2020年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 2019年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p> <p>2 令和2年職種別民間給与実態調査について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
2.5.26	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 2020年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の実施について</p> <p>第 3 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 2020年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
2.6.23	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第 3 号 職員の採用選考について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣実績について</p> <p>2 令和2年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>3 職員の昇任選考の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
2.7.6	第 4 回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2020 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 2020 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 (第 1 回) 第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 職員の再任用及び再任用の任期の更新状況について</p> <p>2 定年に達した職員に係る勤務延長の状況について</p>
2.7.30	第 5 回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 勤務条件に関する措置要求の却下について</p> <p>第 2 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の 職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に ついて</p> <p>第 3 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正に ついて</p> <p>第 4 号 特勤勤務手当に係る支給対象現場事務所について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
2.8.18	第 6 回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2020 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和 2 年職種別民間給与実態調査における月例給調査 の実施について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
2.9.3	第 7 回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2020 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 (第 1 回) の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 感染症防疫等作業手当の特例に係る支給対象作業の承 認について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 2020 年度福島県警察官 (警察官 A (第 2 回)、警察 官 B) 採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>2 2020 年度福島県職員 (資格免許職・高校卒程度・民 間企業等職務経験者) 及び福島県市町村立学校栄養・学校 事務職員採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和元 (審) 第 1 号事案の進捗状況について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
2.10.5	第8回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2020年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2020年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 2020年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 2020年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 2020年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 2020年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求の受理の専決処理について</p> <p>2 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 令和2年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について</p>
2.10.16	第9回定例会	<p>(協議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
2.10.19	第10回臨時会	<p>(協議)</p> <p>1 特別給に関する報告及び勧告について</p> <p>2 特別給に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>3 月例給及び人事管理の課題に関する報告及び勧告について</p>
2.10.21	第11回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2020年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 特別給に関する報告及び勧告について</p> <p>第3号 特別給に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(協議)</p> <p>1 月例給及び人事管理の課題に関する報告及び勧告について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和元(審)第2号事案の進捗状況について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
2.11.6	第12回 定例会	<p>(協 議)</p> <p>1 月例給及び人事管理の課題に関する報告及び勧告について</p> <p>2 月例給及び人事管理の課題に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和2年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 試験制度の見直しについて</p>
2.11.9	第13回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 職員の給与等に関する報告について</p> <p>第2号 職員の給与等に関する報告に係る委員長談話について</p> <p>第3号 職員の採用選考について</p> <p>第4号 2020年度福島県職員（資格免許職）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 2020年度福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 2020年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第7号 2020年度福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
2.11.30	第14回 臨時会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p>
2.12.3	第15回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 2020年度福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2020年度福島県警察官（警察官A）採用候補者試験（第2回）の合格者の決定について</p> <p>第3号 2020年度福島県警察官（警察官B）採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和元（審）第2号事案第1回準備手続の結果について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
2. 12. 18	第 1 6 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 特勤勤務手当に係る支給対象現場事務所について (報 告) 1 令和元(審)第 1 号事案第 1 回口頭審理の結果について (その他) 1 委員会等の開催日程について
3. 1. 14	第 1 7 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 警察官の任用の特例に関する規則の一部改正について 第 2 号 職員の任用に関する規則施行細則の一部改正について (報 告) 1 解雇予告除外認定の専決処理について (その他) 1 試験制度の見直しについて 2 人事委員会勧告の全国状況について
3. 1. 28	第 1 8 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 試験制度の見直しについて 第 2 号 2 0 2 1 年度福島県職員等採用候補者試験の実施について (報 告) 1 令和元(審)第 2 号事案の書面審理の結果について (協 議) 1 令和元(審)第 2 号事案の裁決(案)について (その他) 1 令和 3 年度事業計画について 2 委員会等の開催日程について
3. 2. 12	第 1 9 回 定 例 会	(議 案) 第 1 号 令和元(審)第 2 号事案の裁決について 第 2 号 2 0 2 1 年度に実施する警察官採用候補者試験の試験 種目及び教養試験の出題分野について 第 3 号 勤務延長の期限の延長承認について 第 4 号 職員の採用選考について 第 5 号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について 第 6 号 口頭により開示請求を行うことができる個人情報 を定める件の一部改正について 第 7 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について (協 議) 1 令和 2 (措) 第 1 号事案の判定(案)について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
3. 2. 25	第 2 0 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和 2 (措) 第 1 号事案の判定について</p> <p>第 2 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第 3 号 職員の採用選考について</p> <p>第 4 号 2 0 2 1 年度に実施する県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 (先行実施枠) の試験種目について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別休暇の取扱いについて</p> <p>2 令和元 (審) 第 1 号事案の書面審理の結果について</p> <p>(協 議)</p> <p>1 令和元 (審) 第 1 号事案の裁決 (案) について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
3. 3. 12	第 2 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の採用選考について</p> <p>第 2 号 一般職の任期付職員の採用について</p> <p>第 3 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 感染症防疫等作業手当の特例に係る支給対象作業の承認について</p>
3. 3. 26	第 2 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和元 (審) 第 1 号事案の裁決について</p> <p>第 2 号 職員の採用選考について</p> <p>第 3 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 6 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 労働基準監督機関としての臨検の実施結果について</p> <p>2 2 0 2 1 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 (土木先行実施枠) 及び福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

第2 総務関係業務

1 個人情報の開示状況

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）に基づき、令和2年度に行った個人情報の開示状況は、次のとおりである。

(1) 本開示の状況

福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験	1件 [2.8.27]
福島県警察官（警察官A）採用候補者試験	2件 [2.9.9, 2.10.6]
福島県警察官（警察官B）採用候補者試験	6件 [2.12.10, 2.12.16, 3.3.11, 同左, 3.3.16, 同左]

(2) 簡易開示の状況

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	開示期間	対象者	開示件数	開示率%	開示期間	対象者	開示件数	開示率%	対象者	開示件数	開示率%
大学卒程度 うち行政事務	2.7.7～	304	35	11.5	2.8.19～ 2.9.18	271	260	95.9	575	295	51.3
	2.8.6	271	33	12.2		139	135	97.1	410	168	41.0
資格免許職	2.10.6～				2.11.10～ 2.12.9						
	2.11.5	11	0	0.0		12	7	58.3	23	7	30.4
高校卒程度 うち行政事務	2.10.6～	80	6	7.5	2.11.10～ 2.12.9	41	14	34.1	121	20	16.5
	2.11.5	65	6	9.2		23	9	39.1	88	15	17.0
民間企業等 職務経験者	2.10.23～ 2.11.24	101	16	15.8	2.12.4～ 3.1.4	35	15	42.9	136	31	22.8
警察官A (第1回)	2.7.7～2.8.6 (但し、共同 試験受験者は3.1.4～3.2.3)	5	0	0.0	2.9.4～ 2.10.5	116	27	23.3	121	27	22.3
警察官A (第2回)	2.10.6～ 2.11.5	9	0	0.0	2.12.4～ 3.1.4	39	7	17.9	48	7	14.6
警察官B	2.10.6～2.11.5 (但し、共同 試験受験者は3.3.15～3.4.14)	35	2	5.7	2.12.4～ 3.1.4	189	43	22.8	224	45	20.1
学校栄養	2.10.6～				2.11.10～ 2.12.9						
	2.11.5	23	3	13.0		6	2	33.3	29	5	17.2
学校事務	2.10.6～				2.11.10～ 2.12.9						
	2.11.5	63	5	7.9		36	13	36.1	99	18	18.2
合計		631	67	10.6		745	388	52.1	1,376	455	33.1

※ 大学卒程度第2次試験は簡易開示を中止し、希望者に対する通知としたため、その件数を記載。

2 公文書の開示状況

令和2年度は、福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県人事委員会規則第19号）に基づく開示請求はなかった。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和2年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
2. 6. 23	議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
2. 11. 30	議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第4号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例 議案第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	適当であると認める。
3. 2. 12	議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第26号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
3. 2. 25	議案第124号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和2年度中は総務関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

令和2年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の14区分試験、「資格免許職」試験の1区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の4区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて30区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,849名（2019年度2,023名）、受験者総数は1,453名（2019年度1,653名）となり、受験申込者総数及び受験者総数ともに前年度を下回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

なお、警察官A（第1回）試験は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日程を延期して実施した。

また、「大学卒程度」試験、「資格免許職」試験、「高校卒程度」試験、「市町村立学校栄養職員」試験及び「市町村立学校事務職員」試験は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団討論を中止した。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月16日	4月16日～5月22日	6月28日	7月15日～20日 7月31日～8月7日	8月19日
資 格 免 許 職	4月16日	8月3日～21日	9月27日	10月14日～16日 10月29日～30日	11月10日
高 校 卒 程 度	4月16日	8月3日～21日	9月27日	10月14日～16日 10月29日～30日	11月10日
民間企業等職務経験者	7月27日	7月27日～8月21日	9月27日	11月12日～13日	12月4日
警察官A（第1回）	2月18日	3月2日～4月3日	6月21日 (5月10日)	7月27日～30日 (6月22日～25日)	9月4日 (7月31日)
警察官A（第2回）	7月27日	7月27日～8月21日	9月20日	10月29日～30日	12月4日
警 察 官 B	4月16日	7月27日～8月21日	9月20日	10月25日～28日	12月4日
市町村立学校栄養職員	4月16日	8月3日～21日	9月27日	10月14日～16日 10月29日～30日	11月10日
市町村立学校事務職員	4月16日	8月3日～21日	9月27日	10月14日～16日 10月29日～30日	11月10日

※ 警察官A（第1回）下段の（）は当初予定していた日程。

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験			競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (3.4.1現在)
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c	合格者数 (名)		競争倍率 (倍)		
大学卒程度	行政事務	70	591	418 (145)	70.7	147 (44)	140 (41)	94 (34)	4.4	119	3.6	84 (28)	
	警察事務	5	40	27 (12)	67.5	15 (6)	15 (6)	5 (4)	5.4	5	3.2	5 (4)	
	農業	11	35	26 (8)	74.3	24 (8)	23 (7)	13 (5)	2.0	9	3.6	13 (5)	
	農業土木	11	18	12 (6)	66.7	12 (6)	10 (5)	8 (4)	1.5	4	1.3	7 (4)	
	林業	7	15	12 (0)	80.0	9 (0)	9 (0)	9 (0)	1.3	12	1.1	9 (0)	
	土木	18	30	20 (2)	66.7	18 (0)	16 (0)	14 (0)	1.4	11	2.1	13 (0)	
	建築	3	10	9 (3)	90.0	9 (3)	8 (2)	4 (0)	2.3	5	1.8	4 (0)	
	化学	6	21	17 (5)	81.0	14 (4)	14 (4)	6 (1)	2.8	5	4.8	6 (1)	
	農芸化学	1	8	8 (3)	100.0	7 (2)	7 (2)	4 (2)	2.0	2	3.0	4 (2)	
	薬学	5	3	2 (2)	66.7	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1.0	4	1.5	1 (1)	
	畜産	5	7	6 (1)	85.7	6 (1)	6 (1)	4 (0)	1.5	5	1.4	4 (0)	
	水産	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.0	-	
	機械	1	8	8 (2)	100.0	4 (0)	4 (0)	2 (0)	4.0	3	2.0	2 (0)	
	心理	3	6	6 (4)	100.0	5 (3)	5 (3)	5 (3)	1.2	2	3.0	3 (2)	
	福祉	4	24	19 (12)	79.2	14 (9)	14 (9)	5 (4)	3.8	16	2.1	4 (3)	
(小計)	150	816	590 (205)	72.3	286 (88)	273 (82)	175 (59)	3.4	204	3.1	159 (50)		
資格免許職	司書	1	24	23 (22)	95.8	12 (11)	12 (11)	3 (3)	7.7	3	14.3	3 (3)	
	栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7.7	-	
	(小計)	1	24	23 (22)	95.8	12 (11)	12 (11)	3 (3)	7.7	6	11.0	3 (3)	
高校卒程度	行政事務	10	99	88 (29)	88.9	23 (7)	23 (7)	15 (4)	5.9	15	6.5	9 (4)	
	警察事務	4	33	30 (19)	90.9	15 (8)	13 (7)	5 (2)	6.0	4	8.8	4 (2)	
	土木	3	5	5 (1)	100.0	5 (1)	5 (1)	5 (1)	1.0	-	-	4 (0)	
	(小計)	17	137	123 (49)	89.8	43 (16)	41 (15)	25 (7)	4.9	19	7.1	17 (6)	
民間企業等 職務経験者等	行政事務	10	140	120 (22)	85.7	26 (4)	26 (4)	7 (1)	17.1	6	20.7	5 (0)	
	農業土木	2	7	6 (1)	85.7	3 (1)	3 (1)	2 (1)	3.0	-	-	2 (1)	
	土木	8	16	15 (2)	93.8	9 (1)	9 (1)	4 (0)	3.8	2	7.5	3 (0)	
	薬学	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(小計)	25	164	141 (25)	86.0	38 (6)	38 (6)	13 (2)	10.8	8	17.6	10 (1)	
県職員合計		193	1,141	877 (301)	76.9	379 (121)	364 (114)	216 (71)	4.1	237	4.1	189 (60)	
警察官	(第1回)警察官A	男性・一般	45	142	115	81.0	111	91	37	3.1	44	3.0	24
		女性・一般	10	36	29 (29)	80.6	28 (28)	25 (25)	10 (10)	2.9	12	3.6	7 (7)
		(小計)	55	178	144 (29)	80.9	139 (28)	116 (25)	47 (10)	3.1	56	3.2	31 (7)
	(第2回)警察官A	男性・一般	20	92	52	56.5	46	33	11	4.7	10	6.5	10
		女性・一般	5	22	12 (12)	54.5	9 (9)	6 (6)	3 (3)	4.0	3	3.7	2 (2)
		(小計)	25	114	64 (12)	56.1	55 (9)	39 (6)	14 (3)	4.6	13	5.8	12 (2)
	警察官B	男性・一般	57	211	189	89.6	163	153	71	2.7	78	2.8	63
		女性・一般	13	52	49 (49)	94.2	40 (40)	37 (37)	19 (19)	2.6	14	5.5	17 (17)
		(小計)	70	263	238 (49)	90.5	203 (40)	190 (37)	90 (19)	2.6	92	3.2	80 (17)
	警察官合計		150	555	446 (90)	80.4	397 (77)	345 (68)	151 (32)	3.0	161	3.4	123 (26)
市町村立学校栄養		2	36	30 (29)	83.3	7 (7)	7 (7)	2 (2)	15.0	2	7.0	2 (2)	
市町村立学校事務		18	117	100 (60)	85.5	37 (20)	37 (20)	21 (13)	4.8	25	4.8	17 (10)	
(総合計)		363	1,849	1,453 (480)	78.6	820 (225)	753 (209)	390 (118)	3.7	425	3.9	331 (98)	

注 表中の()内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 業 農 林 業 木 業 土 建 業 木 業 化 学 産 産 機 械 産 産 械	次のいずれかに該当する者 1 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 2 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和3年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する者 1 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者又は令和3年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は令和3年3月末日までに卒業見込みの者 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者 2 平成11年4月2日以降に生まれた者で、1の(1)又は(2)に該当する者
	薬 学	薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 2 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和3年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	心 理	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、公認心理師の資格を有する者又は取得見込みの者
	福 祉	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和3年3月末日までに卒業見込みの者 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者又は令和3年3月末日までに卒業見込みの者 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者又は令和3年3月末日までに修了見込みの者 4 人事委員会が1、2又は3に該当する者と同等の資格があると認める者
	資 格 免 許 職	司 書 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する者又は取得見込みの者

		受 験 資 格
高校卒業程度	行政事務 警察事務 士 務 木	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和3年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）
民間企業等職務経験者	行政事務 農業土木 士 務 木	次のすべての要件を満たす者 1 昭和36年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和2年7月末日現在)有する者
	薬 学	次のすべての要件を満たす者 1 昭和36年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和2年7月末日現在)有する者 3 薬剤師の免許を有する者
警察官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和3年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者若しくは令和3年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
市町村立学校 栄養職員		平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者
市町村立学校 事務職員		平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和3年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和2年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

3 昇任選考の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、昇任は任命権者が人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされた。本県においては、平成28年10月に人事評価制度が正式導入され、平成30年4月1日付けの人事異動に伴う昇任から人事評価の結果を活用し、任命権者が昇任選考を行うこととなった。

なお、警察官の死亡時昇任や退職時昇任などの特例昇任については、全国でも同様の制度として設けられていることや、人事評価制度は活用するものの、公務への貢献により判断されることなどを踏まえ、引き続き人事委員会が選考により昇任を行う。（警察官の任用の特例に関する規則第4条）

令和2年度中の昇任選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和2年度における採用選考・昇任選考の状況

給料表	採用・昇任の別	採用					昇任				
	任命権者 標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
行政職	部（局）長	1				1					
	部（局）次長（参事）		1			1					
	課長	5	9	1		15					
	副課長		1			1					
	主任主査（課長補佐）										
	主査（係長）	2	1			3					
	上級係員	3	1			4					
	係員	24	2	2	5	33					
	計	35	15	3	5	58					
公安職	警視			6		6			1		1
	警部			12		12			1		1
	警部補			3		3					
	巡査部長			14		14					
	巡査			28		28					
	計			63		63			2		2
	研究職	部次長									
課長											
副課長											
主任主査		1				1					
主査											
上級係員											
係員		2		1		3					
計		3		1		4					

給料表	採用・昇任の別		採用					昇任				
	標準的な職	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
医療職(一)	部次長											
	課長		1				1					
	副課長					2	2					
	主任主査		2				2					
	主査		1			5	6					
	係員					2	2					
	計		4			9	13					
医療職(二)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査											
	上級係員					3	3					
	係員		3			1	4					
	計		3			4	7					
医療職(三)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査											
	上級係員					8	8					
	係員		4			7	11					
	計		4			15	19					
事務職	主任主査											
	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
医療職	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
教育職	主任主査											
	主査			19			19					
	計			19			19					
合計		49	34	67	33	183			2		2	

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

4 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（8,000部）を作成し、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学、高校等にポスターの掲示を依頼した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員WEB業務説明会」をオンライン（ZOOM）で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者120名）

イ 県警察官及び警察事務の仕事を紹介する「ふくしま。オンラインポリスセミナー」をオンライン（ZOOM）で開催した。（参加者28名）

ウ 2021年度から区分試験を新設した、「大学卒程度」試験の土木（先行実施枠）の説明会「福島県職員採用試験説明会（土木先行実施枠）」をオンライン（ZOOM）で開催した。（参加者22名）

エ 県職員（行政事務）の職務内容等について参加者との対話を重視した説明会「福島県庁ジョブトーク オンライン」をオンライン（ZOOM）で開催した。（10回、参加者67名）

オ 県職員（技術職）の職務内容等について参加者との対話を重視した説明会「福島県庁ジョブトーク オンライン」をオンライン（ZOOM）で開催した。（6職種、参加者32名）

カ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を対面形式又はリモート形式で実施した。（参加者17名）

キ 県内外の大学で、OB・OGと共に職務内容等に関する説明会をオンライン（ZOOM）で開催した。（2大学、参加者56名）

ク 県内外の大学等の合同説明会等（全てオンライン）に参加し、採用試験や職務内容等に関する説明を行った。（14校、参加者283名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業主催の大規模な合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（4回、参加者79名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトへの情報掲載したほか、民間企業が提供している求人プラットフォームを活用し、求人情報を全国の大学等へオンライン配信した。

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ SNS（Twitter）を活用した広報

ウ テレビ、新聞等による広報

エ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

オ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

5 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和2年度中に公布された任用関係の人事委員会規則等は、次のとおりである。

(1) 規則

○ 警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3.1.22	第1号	3.1.22	職員の昇任について、任命権者が人事評価の結果等を活用して行うこととするため、昇任選考の規定を削除した。

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3.2.19	第2号	3.2.19	福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の区分試験に「土木（先行実施枠）」を追加した。

(2) 告示

○ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3.1.22	第1号	3.1.22	警察官の任用の特例に関する規則の一部改正に伴い、昇任選考に関する様式を削除した。

○ 口頭により開示請求を行うことができる個人情報定める件の一部を改正する件

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3.2.19	第2号	令和3年4月以降に合格者を発表する試験から適用する。	福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の区分試験に「土木（先行実施枠）」を追加し、開示する項目を定めた。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して、令和2年10月26日に職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告を行い、令和2年11月9日に職員の給与等について報告を行ったが、その概要は次のとおりである。

報 告（令和2年10月26日）

I 給与勧告制度の基本的考え方

人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられているものである。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）において、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

本委員会は、これらを踏まえ、職員の勤務条件について必要な調査研究を行い、改善すべき事項の有無及び改善すべき内容の検討を行ってきたが、その結果について、次のとおり報告する。

II 職員給与の改定

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

本年4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が国内で急速に拡大し、国民生活や社会経済活動など、様々な方面に甚大な影響を及ぼしている。4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく政府の緊急事態宣言が発出され、同月16日には全都道府県に拡大された。その後、5月14日に本県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、同月25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されたものの、7月以降、断続的に新たな感染者が確認される中、感染拡大を防止しながら、社会経済活動を回復していくという困難な状況が続いている。

本県の「最近の県経済動向」（9月29日発表）における総合判断では「県内の景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。」としており、雇用・労働に関する個別判断では「厳しい状況にある。」としている。

2 職員給与の状況

本委員会は「令和2年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号。以下「給与条例」という。）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）が適用される常勤職員の給与の支給状況について調査を行った。

給与条例の適用を受ける職員は、本年4月1日現在14,101人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額384,019円（平均年齢42.0歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第1に示すとおりである。

また、市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員は、本年4月1日現在9,712人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ教育職、事務職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額は423,098円（平均年齢46.7歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第2に示すとおりである。

別表第1

県職員給料表別平均給与月額の様況
(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和2年4月1日現在								平成31年 4月1日現在	前年比
	人員 (平均年齢)	給料	地域手当	給料の 特別調整額	扶養手当	住居手当	その他	合計(給与 月額(a))	給与月額 (b)	(a)/(b) ×100
行政職	5,378 (41.9歳)	330,624	444	12,463	8,946	9,144	3,331	364,952	364,909	100.0
公安職	3,409 (37.3歳)	323,887	473	2,746	11,777	6,219	4,526	349,628	349,224	100.1
教育職	4,606 (45.5歳)	401,644	8	3,229	10,272	8,459	8,121	431,733	431,426	100.1
研究職	309 (41.5歳)	338,160	0	7,501	8,275	9,167	4,710	367,813	365,140	100.7
医療職(一)	23 (44.9歳)	478,761	83,887	33,770	11,761	6,087	312,331	926,597	913,030	101.5
医療職(二)	200 (42.9歳)	341,602	0	5,340	7,008	9,537	7,811	371,298	368,342	100.8
医療職(三)	176 (43.0歳)	342,408	0	3,247	3,753	5,896	864	356,168	360,346	98.8
合計	14,101 (42.0歳)	352,903	423	6,808	9,961	8,173	5,751	384,019	383,704	100.1

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特勤勤務手当等及び寒冷地手当である。

別表第2

市町村立学校職員給料表別平均給与月額の様況
(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和2年4月1日現在								平成31年 4月1日現在	前年比
	人員 (平均年齢)	給料	地域手当	管理職 手当	扶養手当	住居手当	その他	合計(給与 月額(a))	給与月額 (b)	(a)/(b) ×100
高等学校 教育職	47 (50.3歳)	439,515	0	3,606	7,245	4,509	6,670	461,545	466,442	99.0
小学校・ 中学校教育職	9,068 (46.9歳)	395,539	11	6,927	8,279	6,482	10,549	427,787	432,805	98.8
事務職	523 (44.1歳)	335,096	0	0	6,625	6,072	3,872	351,665	358,499	98.1
医療職	74 (40.2歳)	309,865	0	0	6,351	8,678	3,881	328,775	323,885	101.5
合計	9,712 (46.7歳)	391,845	10	6,485	8,170	6,467	10,121	423,098	427,886	98.9

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当等及び寒冷地手当である。

3 高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

3 民間給与の状況

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の786の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した175事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より調査の時期を遅らせた上で、特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間に、月例給に関する調査を8月17日から9月30日までの期間に実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給

本委員会は、6月29日から7月31日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における前年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、別表第3に示すとおり、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額との4.41月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.45月分）が民間の特別給を0.04月分上回った。

(2) 月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

別表第3

民間における特別給の支給状況

項目	区分	
	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下半期（A1）	361,271 円
	上半期（A2）	361,175 円
特別給の支給額	下半期（B1）	790,361 円
	上半期（B2）	802,675 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.19 月分
	上半期（B2/A2）	2.22 月分
年間の支給割合		4.41 月分

（注） 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から令和2年7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。これらの概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるように措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

6 本年の給与の改定

(1) 特別給

ア 改定の基本方針

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合を考慮して、支給月数を引き下げることとする。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

イ 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当について、民間の特別給との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き下げ、4.40月分とする。本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように支給月数を定めることとする。

また、再任用職員の期末手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

(2) 月例給

前記4(2)の方法により算出した公民較差に基づき、別途必要な報告及び勧告を行うこととする。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、新型コロナウイルス感染症という新たな危機の中、東日本大震災と原発事故からの復興・再生、令和元年度東日本台風等からの復旧、地方創生・人口減少対策など、多くの課題を乗り越えるため、全力で挑戦を続けている。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勧告（令和2年10月26日）

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 期末手当の改定

期末手当を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.225月分（再任用職員にあつては、0.65月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.625月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、1の(1)については令和2年12月1日から、1の(2)については令和3年4月1日から実施すること。

報 告（令和2年11月9日）

I 給与勧告制度の基本的考え方

人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられているものである。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）において、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

本委員会は、これらを踏まえ、職員の勤務条件について必要な調査研究を行い、改善すべき事項の有無及び改善すべき内容の検討を行ってきており、本年10月26日には職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告を行ったところである。

今般、月例給及び人事管理の課題について、次のとおり報告する。

II 職員給与の改定

1 職員給与の状況

本委員会は「令和2年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号。以下「給与条例」という。）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）が適用される常勤職員の給与の支給状況について調査を行った。

給与条例の適用を受ける職員は、本年4月1日現在14,101人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額が384,019円（平均年齢42.0歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第1（略）に示すとおりである。

また、市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員は、本年4月1日現在9,712人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ教育職、事務職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額は423,098円（平均年齢46.7歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第2（略）に示すとおりである。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の786の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した175事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より調査の時期を遅らせた上で、特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間に、月例給に関する調査を8月17日から9月30日までの期間に実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査の実施結果

ア 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は17.6%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.9%となっている。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は81.8%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は25.3%、減額となっている事業所の割合は16.2%となっている。一方、定期に行われる昇給を中止した事業所の割合は3.2%となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で49.6%、高校卒で52.7%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で37.8%、高校卒で40.1%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で62.2%、高校卒で59.9%、初任給が減額となっている事業所はなかった。

別表第3

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員		23.1	17.6	0.9	58.4
課長級		17.7	18.3	0.6	63.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第4

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額			
				変化なし				
係員		85.0	81.8	25.3	16.2	40.3	3.2	15.0
課長級		75.0	71.6	19.6	10.2	41.8	3.4	25.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

本委員会は、「職員給与実態調査」及び8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、別表第5に示すとおり、職員の給与が民間給与を88円（0.02%）下回った。

別表第 5

職員の給与と民間給与との較差

職 種	職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差 (b)-(a) (((b)-(a))/(a)×100)
行政職関係	368,068 円	368,156 円	88 円 (0.02%)

- (注) 1 行政職の職員の給与と民間における行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者の給与をラスパイレ方式によって比較したものである。
 2 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 3 職員給与は、給料月額に給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、寒冷地手当、特勤勤務手当等を加えた額である。
 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額である。

4 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、昨年4月に比べて0.4%増加し、所定外給与は、昨年4月に比べて12.1%減少している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、昨年4月に比べて0.1%増加しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、昨年4月に比べて13.2%減少している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ162,770円、

184,030円及び205,240円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、121,430円となっている。

「最近の雇用失業情勢」（厚生労働省福島労働局）によると、本年4月の福島県の有効求人倍率は、昨年4月に比べて0.22ポイント下降して1.32倍（季節調整値）、新規求人倍率は、昨年4月に比べて0.31ポイント下降して1.71倍（同）となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関する報告を行った。この概要は次のとおりである。

報告の骨子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、

学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

6 本年の給与の改定等

(1) 月例給の改定方針

前記3のとおり、月例給について、職員の給与が民間給与を下回ったものの、本年の較差が小さく、給料表等の適切な改定を行うには十分でないことから、月例給の改定を行わないこととする。

(2) その他の課題

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

1 新型コロナウイルス感染症に係る取組

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、本県においても、徹底した感染防止対策が求められている。このような状況の中、人事管理の面では次の事項に取り組んでいるところであり、引き続き、感染の状況に応じて適切に対応する必要がある。

(1) 給与その他の勤務条件に関する取組

本委員会においては、本年3月に、職員に風邪症状が見られる場合等を、交通機関の事故等による不可抗力の原因による場合として特別休暇の対象とするよう、任命権者に通知し、職場における感染拡大の防止を図っている。また、職員が新型コロナウイルス感染症対策のための緊急措置に係る作業に従事した場合に、特例的に感染症防疫等作業手当を支給できるよう7月に条例が改正されたことを受けて、当該手当の支給対象作業及び手当額を定めるため、人事委員会規則の改正を行った。

さらに、任命権者においては、在宅勤務や時差出勤の制度をより多くの職員が利用できるよう拡充の上、感染拡大の防止を進めている。

(2) 採用活動に関する取組

本委員会では、本年5月に予定していた警察官採用試験を延期し、6月に実施したほか、県職員採用試験の第2次試験については、感染防止対策を講ずるのが難しい集団討論を取り止めるなど、試験内容を一部変更した。また、試験会場においては、マスク着用、いわゆる3密の回避など、十分な感染症対策を行いつつ、円滑な試験実施に努めている。さらに、動画やSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)による採用関連情報の発信など、インターネットを活用した人材確保活動を展開している。

2 勤務環境の整備

公務の効率的運営のためには、職員一人一人が心身の健康を保ち、働きやすい勤務環境の整備を一層進めていく必要がある。このため、これまで以上に長時間労働の是正や勤務時間管理の適正化に努めていくことが求められる。

(1) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、本県においても、昨年4月から、人事委員会規則により、超過勤務命令に上限時間を設けたところである。

本委員会の調査によれば、職員1人当たりの超過勤務時間は、震災以降、依然として高い水準で推移している。また、令和元年東日本台風に伴う災害対応業務などの特例業務は、上限時間を超えて超過勤務を命ずることが認められるが、当該業務以外の業務に関して、上限時間を超えて超過勤務を命ぜられた事例も多数確認された。

恒常的な長時間労働は、職員の心身への影響も大きく、職員が県民の生命・財産を守るという職責を果たすためには、その是正が図られなければならない。

このため、任命権者においては、超過勤務命令の上限時間を超えた職員・職場の要因を十分に分析・検証し、職場の管理職員に対する指導を適切に行った上で、引き続き、必要な人員の確保や、管理職員による効果的・能率的なマネジメントを強化する必要がある。特に、特定の職員に超過勤務が偏っている場合は、これを改善するため、管理職員自らが業務の見直しや職員間の業務の平準化に積極的に取り組む必要がある。

また、任命権者においては、昨年10月に「福島県職員版『働き方改革基本方針』」を策定し、職員の意識改革、業務の改善、柔軟な働き方のための施策に取り組んでいる。これに基づき、RPAを始めとするICTを活用した業務改革や業務の簡素効率化についても検討を進めており、長時間労働の是正に向け、引き続き、より実効性のある取組を推進していく必要がある。

教職員の長時間労働については、教育委員会が、2020年度まで「教職員多忙化解消アクションプラン」に基づき時間外勤務時間を30%削減することを目標とした具体的な取組を進めている。本委員会としては、教職員の健康管理の面からも、計画が確実に実行されるよう、その進捗と時間外労働の状況について引き続き注視していく。

さらに、長時間勤務職員について、医師による面談が実施されているが、より適切に職員の健康管理が行われるよう、管理職員が指導・助言内容を踏まえて業務分担の見直しを行うなど、面接指導を効果的なものとする必要がある。

(2) 職員の健康保持

本委員会の調査によれば、心の疾病を原因として長期休暇等を取得する職員は増加傾向にあり、取得者全体に占める心の疾病を原因とする者の割合は依然として高い水準にある。当該職員については、病気休暇等の期間を更新したり、職務復帰後に再度病気休暇等を取得するケースも多くなっており、任命権者においては、心の疾病を原因とする病気休職者等に対する職場復帰支援プログラムを策定するなどの対策を講じているが、これらが各職場において十分に理解・活用され、心の疾病を原因とする病気休暇等を取得した職員の職務復帰が円滑に行われるよう支援体制を更に強化していく必要がある。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェックについて、メンタルヘルス不調の未然防止という目的を踏まえ、集計・分析結果を活用して、ストレス要因を低減させる取組を行うなど、職場環境の改善を積極的に進める必要がある。

さらに、健康診断の有所見率が84.5%と依然として高い状況にあるため、任命権者においては、職員の健康保持に向けた取組を強化する必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要である。本委員会の調査によれば、家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度について特に男性職員の活用が低調であることから、任命権者においては、引き続き、同制度を活用しやすい環境作りとその利用促進を図る必要がある。

任命権者においては、本年2月以降、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたテレワークの試行を開始している。こうした働き方改革の推進は、多様な事情を持つ職員が個々の能力を最大限発揮するために有効である。あらゆる職員が私生活と両立しながら職責を果たせるよう、国や他の都道府県の状況を踏まえ、在宅勤務を始めとするテレワーク等の実施に向け、引き続き検討を進める必要がある。

心身の疲労を回復し、意欲的に職務に従事するためには、年次有給休暇の計画的な取得が重要であるが、年間5日未満の年次有給休暇取得者が管理職員の22.6%を占める状況となっている。民間

労働法制における年5日の年次有給休暇取得義務化や、「福島県職員男女共同参画推進行動計画」において年休取得目標を年12日と定めていることなどを踏まえ、任命権者においては、年休取得計画表等を活用しつつ、率先垂範の観点から特に管理職員の取得促進を図る必要がある。

(4) 障がい者雇用に関する取組

障がい者雇用の促進については、障がいの特性に応じて能力を発揮できる職域や業務等を把握した上で、適切な選考等を行うことが必要である。また、障がいのある職員がその能力を発揮して生き生きと職場で活躍できるためには、それぞれの障がいに応じた合理的配慮が必要であり、障がいに対する個々の職員の理解を深めるとともに、職場環境を整備することが重要である。各任命権者は、引き続き、意欲と能力を有する障がい者の雇用の促進の取組を適切に進めていく必要がある。

3 人材の確保・育成等への取組

人口減少・少子高齢化など複雑・多様化する行政課題に的確に対応し、「挑戦」の取組を進化させ、復興・創生を更に前進していくためには、チャレンジ精神に溢れ、県民全体の奉仕者としての自覚と「福島県をより良くしたい」という情熱を持った、有為な人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

震災以降これまで復興・創生業務の増加等へ対応するため、正規職員や任期付職員の採用等により職員の増員がなされてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところである。

人材確保にあたっては、より多くの者が採用試験を受験するための取組として、県内や東京都内等での県職員セミナーの開催や技術職を対象とした説明会の開催、大学訪問、合同企業説明会への参加など、関係部局と連携しながら広報活動を実施してきたところである。

また、女性受験者の更なる確保に向け、男女ともに働きやすい勤務環境やキャリアアップについての積極的な広報を行ったほか、中高生を対象とした出前講座を開催するなど、将来に向けた人材確保の取組も進めてきたところである。

しかしながら、若年人口が減少していく中で、民間企業等の高い採用意欲等を背景に、受験者数は減少傾向にあり、一部の技術職については、合格者数が採用予定者数に達しないなど、人材確保を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況に本委員会や任命権者は危機感を持って対策を講ずる必要があり、採用セミナー等の既存の取組に加え、大学低学年層などに向けた啓発活動の充実や、任命権者においてもインターンシップ制度の充実などに取り組み、県職員の仕事が県民生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることを効果的に発信し、受験者の確保を図っていく必要がある。

また、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、勤務環境への関心が高まっていることから、働き方改革や業務効率化に関する取組を進めることにより、県職員の勤務環境を魅力あるものとしていくことが求められている。

今後とも、本委員会が中心となり、任命権者との連携を一層強化し、民間企業等の取組も参考に新たな対策にも積極的に取り組むなど、公平で公正な試験運営の確保に努めながら、県民全体の奉仕者たる県職員としてふさわしい有為な人材の確保に向けて、採用試験制度を検証していくこととする。

(2) 人材の育成

本県においては、目指すべき県職員像として「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を掲げ、養成すべき能力を具体化し、体系的な人材育成に取り組んでいるところである。

復興・創生を更に前進させるためには、職員一人一人の能力を高めていくことが極めて重要である。今後、人材育成を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを的確に把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、日々の業務を通じた職員育成（OJT）と併せて、職場外での研修（Off-JT）を受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受講環境の向上に引き続き努める必要がある。

本年は、ふくしま自治研修センターにおいて4月から予定されていた新規採用職員を対象とした

研修が、延期の上、期間を短縮しての実施となるなど、研修計画が大幅に変更されている。今後は、インターネットを活用した研修機会の確保や、各職場において新採用職員サポート制度など職層に応じたOJTを効果的に実施できる環境を整備し、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。

また、管理職員は、人事評価の面談等の機会を活用して、各職員の中期的な能力開発や専門性向上等に関する希望の把握に努め、成長に向けての課題等を共有するなどコミュニケーションを密に取ることにより、職員の意欲を高め、自発的な取組や成長を促し、併せて、業務指導などのOJTにより職員の能力や専門性の向上を図るため、自らの指導力を培う必要がある。

さらに、職員が男女を問わず、あらゆる場面において、持てる力を十分に発揮できるように、幅広い職場経験・研修機会を付与することにより、職員全員の能力向上を図る機会が確保されるよう配慮する必要がある。なお、女性職員に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性職員を対象としたキャリアアップ支援研修等、引き続きキャリアアップの意欲が向上する機会を付与し、女性職員の登用拡大を図っていく必要がある。

(3) 人事評価制度の適切な運用と活用

複雑・多様化する行政課題を解決するためには、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図ることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止などを契機として、在宅勤務制度等が活用されているが、そのような中においても、管理職員は、部下職員との十分なコミュニケーションを図ることにより、業務の遂行状況等を的確に把握し、能力・実績を適正に評価するとともに、人材育成の観点からも人事評価制度を有効に活用して職員の能力や意欲の向上を図っていく必要がある。

任命権者は、人事評価制度を、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度として運用することが重要であり、人事評価の結果を地方公務員法の規定に基づき、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

4 定年制度の見直し

人事院は、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう要請しているところである。

地方公務員の定年は、国の職員の定年を基準として定めることと地方公務員法に規定されており、国等の取組を注視しつつ、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の段階的な引上げを始め、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制等の在り方など、本県の実情に合った制度の検討を進める必要がある。

また、定年の引上げが、採用など他の人事制度にも影響を与えることに留意し、段階的な引上げ期間においても必要な規模の職員採用を計画的かつ継続的に実施していくことを検討するなど、任命権者においては中長期的な視点を持って、採用から退職に至るまでの人事制度全般について検討を進めていく必要がある。

5 公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の確保

職員は、職務の内外において高い倫理観を保持し、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って公務に当たることが求められており、県民の信頼と協力をなくして本県の復興・創生を着実に進めることはできない。

任命権者においては、これまで職員面談や不祥事防止研修などを通じて、服務規律の保持に向けた職員の意識徹底に努めてきたところであるが、今後とも職員の意識を高める取組の充実強化等の努力を積み重ね、組織を挙げて不祥事の根絶に取り組む必要がある。

(2) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の尊厳を傷つけその能力発揮を妨げるとともに、勤務環境を悪化させるものである。とりわけ、パワー・ハラスメントに関しては、本年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、防止対策等として事業主が講ずべき措置等が義務付けされた。

本県においても、パワー・ハラスメント防止については、任命権者において、指針の策定など、事業主が講ずべき措置が図られているが、引き続き、職員の人権に対する意識を高める取組の推進

やハラスメントに係る相談窓口の周知徹底を図るなど、全ての職員が安心して働くことができる勤務環境の整備を進める必要がある。

IV 適正な給与の確保の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

本年は、月例給について、民間給与との比較等の諸事情を考慮し、給与水準改定のための勧告を行わないこととした。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、先に本委員会が行った特別給に関する勧告の実施を含め、引き続き適正な給与水準を確保されるよう要請する。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和2年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
2. 6. 2	第14号	2. 4. 1	○ 通勤手当 人事院規則の改正に伴い、通勤手当の返納の取り扱いについて改正した。
3. 3. 30	第6号	3. 4. 1	○ 通勤手当 ガソリン価格の下落等に伴い、各距離区分ごとの手当額を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 初任給調整手当 条例の改正に伴い、獣医師に係る手当額を改正した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3. 3. 30	第5号	3. 4. 1	○ 等級別職務表 組織改編等に伴い、等級別職務表を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
3. 3. 30	第4号	3. 4. 1	○ へき地手当等 義務教育学校の設置等に伴い、支給対象学校を改正した。 ○ 寒冷地手当 市町村立学校の統合等に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
2. 8. 7	第17号	2. 2. 1	○ 感染症防疫等作業手当 新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例について、人事委員会規則で定める作業及び額を規定した。
		2. 7. 1	○ 感染症防疫等作業手当 支給対象となる家畜伝染病を改正した。
3. 3. 19	第3号	2. 4. 1	○ 保健福祉等特殊業務手当 児童相談所に勤務する職員に係る手当額を改正した。
		3. 3. 19	○ 感染症防疫等作業手当 新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例について、「新型コロナウイルス感染症」の定義を改正した。
		3. 4. 1	○ 教員特殊業務手当 部活動指導業務に係る区分及び手当額を改正した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和2年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区 分 部 局 名	書面調査(令和2年5月)
知 事 部 局	148
教 育 委 員 会	142 (21)
警 察 本 部	64
議 会 ・ 各 委 員 (会)	6
合 計	360 (21)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和2.4.1現在)

(単位：人)

区 分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,839	4,681	2,158	134	127	7	1,013	364	649
教 育 委 員 会	6,794	3,908	2,886	51	50	1	655	320	335
警 察 本 部	4,164	3,588	576	11	10	1	178	143	35
議 会 ・ 各 委 員 (会)	98	63	35	3	3	0	6	0	6
合 計	17,895	12,240	5,655	199	190	9	1,852	827	1,025

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 2. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	32	1	33	33	0	33
	出 先	99	14	113	112	1	113
	計	131	15	146	145	1	146
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	72	55	127	125	2	127
	計	82	55	137	135	2	137
警 察 本 部	本 庁	29	6	35	26	9	35
	出 先	7	22	29	9	20	29
	計	36	28	64	35	29	64
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	77	7	84	75	9	84
	出 先	178	91	269	246	23	269
	合 計	255	98	353	321	32	353

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（平成 31. 4. 1～令和 2. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	17.8	17.8	17.1	16.6	13.0	16.7	26.7	21.3	20.0	17.5	17.2	21.4	18.6
教 育 委 員 会	21.7	16.5	15.5	17.0	10.9	16.5	17.0	16.2	14.4	13.3	14.4	21.1	16.2
警 察 本 部	23.9	29.1	24.3	24.5	22.9	25.1	32.2	32.0	33.5	33.3	29.5	27.7	28.2
議会・各委員（会）	9.2	14.5	23.7	27.4	11.7	13.8	21.7	16.0	14.4	11.0	9.2	9.0	15.1
全 平 均	20.4	22.2	19.9	19.8	16.8	20.0	28.2	25.2	25.0	23.5	21.9	23.9	22.2

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（平成 31. 4. 1～令和 2. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	429	388	347	356	192	338	993	616	568	457	423	726	5,833
	8.9	8.0	7.2	7.4	4.0	7.1	20.7	12.9	11.9	9.6	8.9	15.2	10.1
教 育 委 員 会	75	43	46	75	14	76	63	57	45	33	41	89	657
	11.6	6.6	7.1	11.7	2.2	11.9	9.8	8.9	7.0	5.1	6.4	13.8	8.5
警 察 本 部	94	321	87	105	54	76	419	333	545	537	350	297	3,218
	2.6	8.9	2.4	2.9	1.5	2.1	11.4	9.1	14.9	14.6	9.5	7.7	7.3
議会・各委員（会）	2	7	7	10	1	5	7	8	3	2	1	0	53
	3.2	11.3	11.3	16.1	1.6	8.2	11.5	13.1	4.9	3.2	1.6	0.0	7.2
全 平 均	600	759	487	546	261	495	1,482	1,014	1,161	1,029	815	1,112	9,761
	6.6	8.3	5.3	6.0	2.9	5.4	16.2	11.1	12.7	11.2	8.9	11.9	8.9

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数 (平成 31. 4. 1～令和 2. 3. 31)

(単位：人)

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	16 (11)	0 (0)	16 (11)
教 育 委 員 会	9 (2)	2 (1)	11 (3)
警 察 本 部	4 (0)	0 (0)	4 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	29 (13)	2 (1)	31 (14)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数 (平成 31. 4. 1～令和 2. 3. 31)

(単位：人)

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	24 (0)	7 (0)	31 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	24 (0)	7 (0)	31 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数 (平成 31. 4. 1～令和 2. 3. 31)

(単位：人)

区分 部 局 名	育児	介護	合計
知 事 部 局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教 育 委 員 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警 察 本 部	15 (0)	3 (0)	18 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	15 (0)	3 (0)	18 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	824	16,480	16,256	7,152	8.7	21.8
	非管理職	4,796	95,753	84,216	53,692	11.2	29.8
	合計	5,620	112,233	100,472	60,844	10.8	28.6
教育委員会	管理職	429	8,580	8,568	2,952	6.9	17.2
	非管理職	5,670	112,675	98,223	66,940	11.8	31.7
	合計	6,099	121,255	106,791	69,892	11.5	30.6
警察本部	管理職	149	2,980	2,943	1,409	9.5	23.8
	非管理職	3,760	75,170	71,030	39,060	10.4	26.7
	合計	3,909	78,150	73,973	40,469	10.4	26.6
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	265	9.1	22.8
	非管理職	61	1,220	1,178	651	10.7	27.1
	合計	90	1,800	1,758	916	10.2	25.7
合 計	管理職	1,431	28,620	28,347	11,778	8.2	20.7
	非管理職	14,287	284,818	254,647	160,343	11.2	29.7
	合計	15,718	313,438	282,994	172,121	11.0	28.9

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和元年 12 月 31 日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、33 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年 次 有 給 休 暇 取 得 者 数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	3	152	357	216	70	25	1
	非管理職	69	524	1,638	1,205	783	521	56
	合計	72	676	1,995	1,421	853	546	57
教育委員会	管理職	8	140	175	76	27	3	0
	非管理職	46	591	1,475	1,670	1,332	529	27
	合計	54	731	1,650	1,746	1,359	532	27
警察本部	管理職	2	19	65	44	15	4	0
	非管理職	97	475	1,169	1,176	602	218	23
	合計	99	494	1,234	1,220	617	222	23
議会・各委員(会)	管理職	0	0	20	7	1	1	0
	非管理職	0	6	26	17	8	4	0
	合計	0	6	46	24	9	5	0
合 計	管理職	13	311	617	343	113	33	1
	非管理職	212	1,596	4,308	4,068	2,725	1,272	106
	合計	225	1,907	4,925	4,411	2,838	1,305	107

カ 病気休暇の取得状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：日、時間、人)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	16,639	128
		3,741	164
	実人数	597	13
教 育 委 員 会	日 時	9,588	130
		1,047	28
	実人数	595	12
警 察 本 部	日 時	4,650	495
		55	35
	実人数	76	22
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	148	0
		234	0
	実人数	6	0
合 計	日 時	31,025	753
		5,077	227
	実人数	1,274	47

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分								
		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	
知 事 部 局	日 時	4,838	219	124	117	46	/	/	/	
		/	132	124	87	241	1,290	2,414	22,410	
	実人数	53	102	52	18	35	6	4	13	
教 育 委 員 会	日 時	4,937	161	89	94	50	/	/	/	
		/	148	83	83	265	5,100	0	15,840	
	実人数	63	71	35	24	41	1	0	8	
警 察 本 部	日 時	2,186	371	56	136	62	/	/	/	
		/	39	15	14	24	0	0	8,640	
	実人数	23	164	32	13	18	0	0	1	
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	0	5	0	0	0	/	/	/	
		/	0	0	0	0	0	0	0	
	実人数	0	2	0	0	0	0	0	0	
合 計	日 時	11,961	756	269	347	158	/	/	/	
		/	319	222	184	530	6,390	2,414	46,890	
	実人数	139	339	119	55	94	7	4	22	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	1,722	1,253	135	32	157	26,865	13	1	286	1,612
		7,169	8,401	498	180	/	(4.9)	/	4	/	7,998
	実人数	817	417	58	19	34	5,454	10	2	113	2,227
教 育 委 員 会	日 時	1,829	2,474	325	461	99	28,745	42	1	564	6,898
		6,794	10,146	795	1,230	/	(4.9)	/	41	/	15,551
	実人数	971	799	144	185	31	5,889	31	3	225	4,154
警 察 本 部	日 時	1,569	751	25	15	100	19,415	0	1	77	1,401
		1,254	1,283	1	62	/	(5.0)	/	8	/	3,782
	実人数	749	151	6	7	23	3,922	0	3	30	1,868
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	13	4	0	0	0	449	0	0	6	18
		139	47	0	0	/	(5.0)	/	0	/	100
	実人数	9	3	0	0	0	90	0	0	3	40
合 計	日 時	5,133	4,482	485	508	356	75,474	55	3	933	9,929
		15,356	19,877	1,294	1,472	/	(4.9)	/	53	/	27,431
	実人数	2,546	1,370	208	211	88	15,355	41	8	371	8,289

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名	休業					休職				
	自己啓発 等休業	大学院修 学休業	配偶者同 行休業	修学部分 休業	高齢者部 分休業	病 気 休 職		専 従 休 職	分限条例第 2条第1号 の規定によ る 休 職	そ の 他 の 休 職
						私 傷 病	公 務			
知 事 部 局	日	0		365		7,608	0	787	0	0
	分				0	0				
	人 数	0		1	0	0	43	0	3	0
教 育 委 員 会	日	0	0	0		4,497	0	58	0	0
	分				0	0				
	人 数	0	0	0	0	0	27	0	1	0
警 察 本 部	日	0		0		2,204	177	0	0	0
	分				0	0				
	人 数	0		0	0	0	10	3	0	0
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日	0		0		0	0	0	0	0
	分				0	0				
	人 数	0		0	0	0	0	0	0	0
合 計	日	0	0	365		14,309	177	845	0	0
	分				0	0				
	人 数	0	0	1	0	0	80	3	4	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対 象 者	育 児 休 業		部 分 休 業		
		使 用 者	日 数	使 用 者	承認期間(日)	時間数(分)
知 事 部 局	168	118	22,440	41	4,770	330,455
	(112)	(19)	(523)	(2)	(187)	(10,770)
教 育 委 員 会	151	158	38,172	32	3,730	200,550
	(91)	(2)	(293)	(0)	(0)	(0)
警 察 本 部	212	58	13,146	10	1,484	123,900
	(188)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会 ・ 各 委 員 (会)	2	3	742	0	0	0
	(2)	(1)	(12)	(0)	(0)	(0)
合 計	533	337	74,500	83	9,984	654,905
	(393)	(22)	(828)	(2)	(187)	(10,770)

注1 「対象者」とは「平成31・令和元年内に子どもが生まれた職員の数である。

注2 「使用者」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(平成30年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成31・令和元年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	785	7
教育委員会	857	0
警察本部	990	0
議会・各委員(会)	7	0
合計	2,639	7

注 「対象者」とは、平成 31 年 1 月 1 日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(平成 31. 1. 1～令和元. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	157	日	
	時	12	時	
	分		分	12,675
	人数	6	人数	2
教育委員会	日	265	日	
	時	2	時	
	分		分	0
	人数	7	人数	0
警察本部	日	24	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	446	日	
	時	14	時	
	分		分	12,675
	人数	14	人数	2

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和元年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,260 人	5,004 人	6,197 人
	受 診 者 (B)	2,218 人	4,960 人	5,974 人
	有 所 見 者 (C)	1,536 人	4,652 人	955 人
	受 診 率 (B/A)	98.1%	99.1%	96.4%
	有 所 見 率 (C/B)	69.3%	93.8%	16.0%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,442 人	5,505 人	201 人
	受 診 者 (B)	1,432 人	5,494 人	199 人
	有 所 見 者 (C)	954 人	4,548 人	12 人
	受 診 率 (B/A)	99.3%	99.8%	99.0%
	有 所 見 率 (C/B)	66.6%	82.8%	6.0%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,621 人	2,469 人	2,386 人
	受 診 者 (B)	1,613 人	2,465 人	2,352 人
	有 所 見 者 (C)	1,344 人	2,314 人	1,824 人
	受 診 率 (B/A)	99.5%	99.8%	98.6%
	有 所 見 率 (C/B)	83.3%	93.9%	77.6%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	19 人	87 人	56 人
	受 診 者 (B)	18 人	84 人	56 人
	有 所 見 者 (C)	13 人	80 人	0 人
	受 診 率 (B/A)	94.7%	96.6%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	72.2%	95.2%	0.0%
合 計	対 象 者 (A)	5,342 人	13,065 人	8,840 人
	受 診 者 (B)	5,281 人	13,003 人	8,581 人
	有 所 見 者 (C)	3,847 人	11,594 人	2,791 人
	受 診 率 (B/A)	98.9%	99.5%	97.1%
	有 所 見 率 (C/B)	72.8%	89.2%	32.5%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(平成31.1.1～令和元.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	37	13
教育委員会	49	1	50
警察本部	52	4	56
議会・各委員(会)	0	0	0
合計	138	18	156

セ 安全衛生管理体制(令和2.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	18	18	18
	労働基準監督署	4	4	8	8	15	15	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	66	66	66	66
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	22	21	22	22
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	106	105	106	106
	労働基準監督署	4	4	8	8	15	15	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	35	35
	労働基準監督署	16	16	12	12
教育委員会	人事委員会	0	0	54	54
警察本部	人事委員会	0	0	11	11
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	102	102
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和2年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
2. 6. 30	第15号	2. 6. 30	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、新たに設置された、医療調整担当課長を追加し、任用形態が特別職から一般職に変更された、美術館及び博物館の館長を追加するほか、所要の改正を行った。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和2年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

決定・廃止なし

(2) 令和2年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部	消防学校
			生活環境部	環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部	総合衛生学院、衛生研究所(支所(2))
			商工労働部	テリアガミ(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(4))
			農林水産部	農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会	教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(105)※1、会津自然の家
			警察本部	警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部	建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	土木部	福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部	保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会	視覚支援・聴覚支援・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名	
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	知事部局本庁	
	総務部	地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部	消防防災航空センター
	企画調整部	ふたば復興事務所
	保健福祉部	食肉衛生検査所
	商工労働部	計量検定所
	農林水産部	農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部	ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会	
	教育委員会	教育事務所(7)
	警察本部	警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(いわき海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和2年7月27日から9月10日

調査対象所属：10カ所（知事部局6カ所、教育委員会2カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：48人（8所属×1所属あたり5人、2所属×1所属あたり4人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和2年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和2年12月15日から令和3年2月4日

調査対象所属：8カ所（知事部局4カ所、教育委員会4カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、教育庁福利課による令和元年度在校時間調査結果及び昨年度の臨検対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 0件

衛生管理者 33件（知事部局10件、教育委員会15件、警察本部8件）

産業医 5件（知事部局1件、教育委員会4件、警察本部0件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和元年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和元年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和2年度36協定届 136件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 1件（教育委員会1件）

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となる所、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 1件（教育委員会1件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和2年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和2年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和3年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況
実施なし

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	49	22

ウ 報告等の状況

区分	事業所名	基数	届出年月日
ボイラー廃止報告	修明高等学校	1	2.4.6
〃	会津自然の家	3	3.3.31
第一種圧力容器廃止報告	会津自然の家	1	3.3.31

エ ボイラー等の設置状況（令和3年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	7	14	6	15	1	1	
教育委員会	33	37	6	7	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	43	57	12	22	1	1	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和2年度末（令和3年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 77団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	23団体		

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和2年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間		1	1	1						1	0
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計		1	1	1						1	0

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与		1	1						1	1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計		1	1						1	1	0

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
令和2年7月6日付け不服申立	公立学校教員	市町村教育委員会	勤務環境の改善	令和2年7月30日	却下

イ 委託分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
令和2(措)第1号	市町村職員	市町村長	給料の支給	令和3年2月25日	棄却 却下

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めたときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和2年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分 限 処 分	降 給										
	降 任										
	休 職										
	分限免職										
懲 戒 処 分	戒 告										
	減 給										
	停 職										
	懲戒免職	2		2					2	2	0
転 任											
そ の 他		1	1							0	1
計	2	1	3						2	2	1
再 審											

イ 委託分
なし

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
令和元(審)第1号	県職員	知事	懲戒処分(免職)	令和3年3月26日	処分承認
令和元(審)第2号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(免職)	令和3年2月12日	処分承認

イ 委託分
なし

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和2年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

令和2年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

所属団体	相談件数
県	30
市 町 村	25
一部事務組合	
不明（匿名相談等）	3
合 計	58

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

相談内容	相談方法						計
		面接	電話	手紙	FAX	メール	
給 与		1	1				2
旅 費							
勤 務 時 間			3	1			4
休 暇			1				1
執 務 環 境							
厚 生 福 利						1	1
服 務			10	1		3	14
転 任							
任 用		2	14				16
人 事 評 価							
セ ク ハ ラ							
育児等又は介護に関するハラスメント							
パ ワ ハ ラ			6			6	12
いじめ・嫌がらせ			2				2
そ の 他			4			2	6
合 計		3	41	2		12	58

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

相談内容	処理状況	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	指導	話し合い	あっせん	打ち切り	その他	計
給 与		2									2
旅 費											
勤 務 時 間		2	1	1							4
休 暇		1									1
執 務 環 境											
厚 生 福 利										1	1
服 務		5	4	4						1	14
転 任											
任 用		8	4							4	16
人 事 評 価											
セ ク ハ ラ											
育児等又は介護に関するハラスメント											
パ ワ ハ ラ		1	4	4	1					2	12
いじめ・嫌がらせ			2								2
そ の 他				5						1	6
合 計		19	15	14	1					9	58

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和2年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
福島県学校事務労働組合	令和2年4月6日	役員の変更
小野町職員労働組合	令和2年4月6日	役員の変更
自治労浪江町職員組合	令和2年4月6日	規約及び役員の変更
自治労福島県職員労働組合	令和2年4月9日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和2年4月9日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
福島県教職員組合	令和2年4月9日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	令和2年4月9日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	令和2年5月18日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和2年6月24日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和2年7月22日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和2年10月22日	役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和2年10月22日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和2年10月22日	役員の変更
浅川町職員組合	令和2年10月30日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和2年12月3日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和2年12月3日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	令和2年12月3日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和2年12月3日	役員の変更
西会津町職員組合	令和2年12月23日	役員の変更
富岡町職員労働組合	令和2年12月23日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和2年12月23日	役員の変更
自治労広野町職員組合	令和2年12月23日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	令和2年12月23日	役員の変更
玉川村職員労働組合	令和2年12月24日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和2年12月24日	規約及び役員の変更
大熊町職員労働組合	令和2年12月24日	役員の変更
金山町職員組合	令和2年12月24日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和3年1月12日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和3年1月12日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和3年1月12日	規約及び役員の変更
下郷町職員労働組合	令和3年1月12日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和3年1月12日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	令和3年1月25日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和3年1月25日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和3年1月27日	規約及び役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和3年1月27日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労桑折町職員労働組合	令和3年2月12日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	令和3年3月19日	規約及び役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和3年3月19日	規約の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和3年3月19日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和3年3月19日	役員の変更
自治労矢祭町職員組合	令和3年3月19日	規約及び役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和3年3月19日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和3年3月19日	役員の変更
小野町職員労働組合	令和3年3月19日	規約及び役員の変更
自治労塙町職員労働組合	令和3年3月19日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和3年3月19日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和3年3月31日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	令和3年3月31日	規約及び役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和3年3月31日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	令和3年3月31日	役員の変更

なお、令和2年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
玉川村職員労働組合	42.1.21	有	
平田村職員組合	42.1.21	〃	
自治労浪江町職員組合	42.2.10	〃	
自治労新地町職員労働組合	42.2.10	〃	
大熊町職員労働組合	42.2.10	〃	
天栄村職員組合	42.2.28	〃	
只見町職員労働組合	42.3.28	〃	
自治労鏡石町職員労働組合	42.5.30	〃	
自治労双葉町職員組合	42.6.20	〃	
自治労飯舘村職員労働組合	42.6.29	〃	
自治労葛尾村職員組合	42.8.5	無	
自治労棚倉町職員労働組合	42.10.6	有	
自治労東白衛生職員労働組合	43.12.21	〃	
自治労国見町職員労働組合	48.3.7	〃	
自治労伊達市職員労働組合	48.4.20	〃	
泉崎村職員労働組合	48.7.30	〃	
川内村職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労桑折町職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労矢祭町職員組合	49.7.8	〃	
中島村職員労働組合	49.8.5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49.10.3	〃	
自治労西郷村職員労働組合	50.2.15	〃	
自治労柳津町職員労働組合	50.6.21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51.2.16	〃	
鮫川村職員労働組合	51.10.29	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52.10.13	〃	
田村広域行政組合職員労働組合	56.12.23	〃	
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	60.3.27	〃	
自治労会津美里町職員労働組合	63.3.7	無	
自治労広野町職員組合	平2.2.28	〃	
福島県学校事務労働組合	4.6.20	有	
矢吹町職員労働組合	30.11.28	無	
計 60 団体		52団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和2年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和2年福島県人事委員会規則第13号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交 流局長 技監 政策監 知事公室長 風評・風化対策監 福島イ ノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能 エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避 難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観 光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主 幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び 主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動 を共にする者に限る。） 同室政策調査課の主幹及び副課長 財 務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査 及び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及 び主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任 主査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務 課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障 が い 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長
郡 山 光 風 学 園	園長 次長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総合療育センター	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精神保健福祉センター	所長 次長
総合衛生学院	学院長 事務長
衛生研究所	所長 副所長
計量検定所	所長 次長
テクノアカデミー	校長 副校長
ハイテクプラザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長
農業総合センター	所長 副所長 事務部長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林業研究センター	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水産資源研究所	所長 副所長 事務長
内水面水産試験場	場長 事務長
建設事務所	所長 次長 総務部長(県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港湾建設事務所	所長 次長
福島空港事務所	所長 次長
流域下水道建設事務所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	
本 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特別支援教育センター	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長

機 関	職
自 然 の 家 県 立 学 校	所長 次長 校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労 働 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

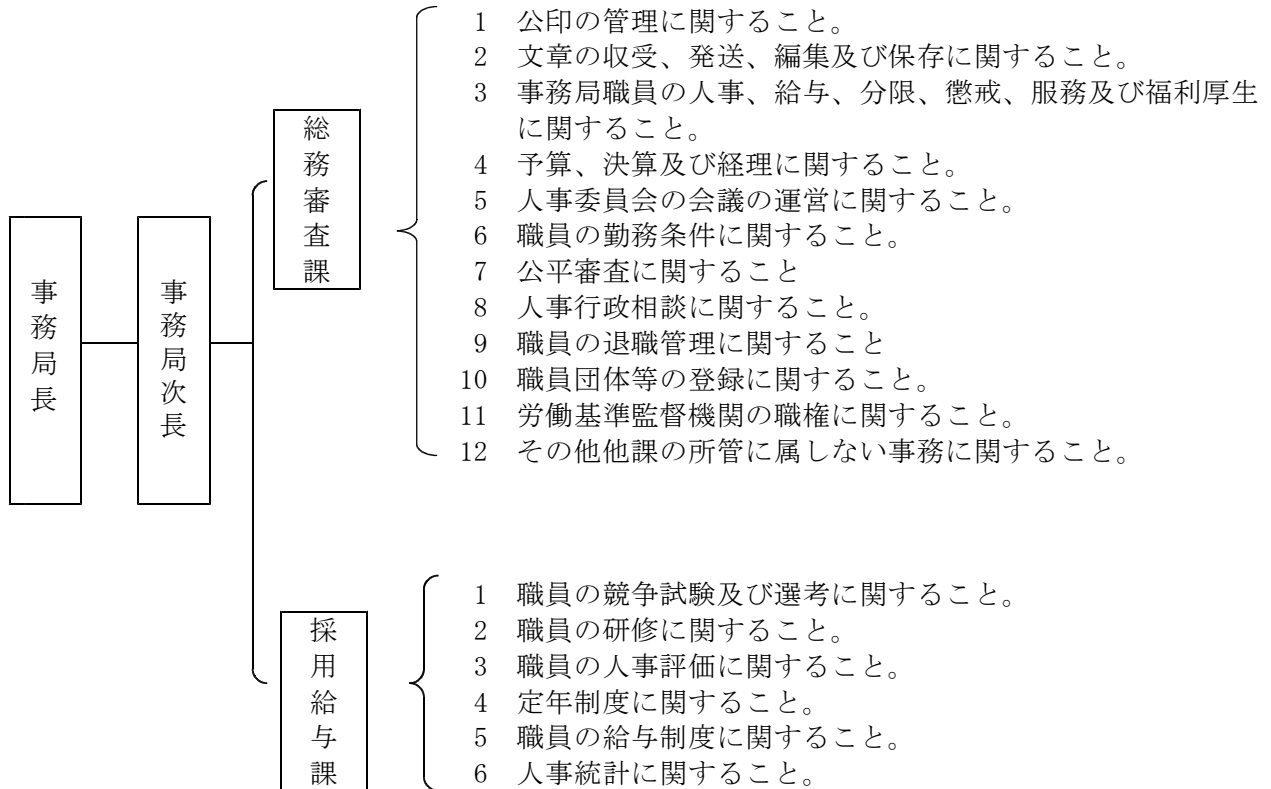
○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	改 正 団 体 名
2. 8. 7	第16号	2. 8. 7	須賀川市 喜多方市 田村市 南相馬市 本宮市 大玉村 天栄村 磐梯町 塙町 石川町 飯舘村 須賀川地方保健環境組合

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(令和3年4月1日現在)

職 名	氏 名	
事務局 長	鈴木 勉	
事務局 次 長	橋本 武	
総務課	課 長 主幹兼副課長	(兼)橋本 武 早川 真也
	主任主査 主査 副主査 主事	二瓶 清美 七海 瑠美 (併)水口 秀一 荒井 巧 (併)橋本 政靖 (併)小林 翼
採用給与課	課 長 主幹兼副課長	奥寺 洋暁 角田 禎雄
	主任主査 主査 主査 主事 主事 主事	波多野 茂正 (併)穴戸 一雅 鈴木 麻衣 川島 聡一郎 山崎 有紀 (併)三瓶 史也

3 諸会議の開催状況

令和2年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
2.5月		委員長・事務局長会議（書面開催）
2.6月	第128回総会（書面開催）	
2.7月	公平審査事務研修会（書面開催）	
2.8月		委員・事務局長合同会議（書面開催）
2.9月		給与事務会議（書面開催）
3.1月		任用事務会議（書面開催）
3.1月		給与事務研修会（書面開催）